

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月5日
【会社名】	K D D I 株式会社
【英訳名】	KDDI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 誠
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 (上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	(03) 3347-0077
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 執行役員経営管理本部長 最勝寺 奈苗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他に対する割当 52,214,464,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正報告書の提出理由】

2020年10月30日付で提出いたしました有価証券届出書について、2020年11月5日付で四半期報告書（第37期第2四半期（自2020年7月1日至2020年9月30日））を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2021年3月期第2四半期（2020年7月1日から2020年9月30日まで）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

2021年3月期第2四半期（2020年7月1日から2020年9月30日まで）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）2020年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日）2020年8月5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月23日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）2020年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日）2020年8月5日関東財務局長に提出

事業年度 第37期第2四半期（自2020年7月1日 至2020年9月30日）2020年11月5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2020年11月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年10月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2020年11月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。